

千葉市公告第357号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第15条第7号の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり取消したので、同規則第19条第2号の規定により公告します。

平成30年 5月16日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 指定取消排水設備工事業者
STAR エンジニアリング 株式会社（市原市）
有限会社 Tera smart&Solutions（船橋市）
- 2 指定取消日
平成30年5月16日
- 3 取消理由
指定排水設備工事業者辞退届が提出されたため